

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）について（抜粋）

改正案	現行
<p>二. 経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか、<u>また、保証人に対し、下記に掲げる事項を踏まえた説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか</u>（Ⅱ-10-2参照）。</p> <p>a. <u>どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的内容</u>（注）</p> <p>b. <u>どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的内容</u>（注）</p> <p><u>（注）「経営者保証に関するガイドライン」第4項（2）に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。</u></p> <p><u>その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。</u></p>	<p>二. 経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか（Ⅱ-10-2参照）。</p> <p>a. <u>保証契約の必要性</u> （新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、<u>その取組方針等を公表することが望ましい。</u></p>	<p>金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められている。</p>